一　般　質　問　通　告　書

令和７年９月８日から開催される第３回七飯町議会定例会において、次のとおり一般質問をする旨、各議員から通告がありましたので、通知いたします。

令和　７　年　９　月　８　日

七飯町長　杉　原　　太　　殿

七飯町議会議長　木　下　　敏

目　　次

質　問　者	質　　問　　事　　項	ページ
１．平　松　俊　一	町内の環境保全活動について	1
	次期七飯町総合計画の策定について	2
	町内における水資源確保の将来像について	3
２．田　村　敏　郎	８月１９日の大雨の対応について	4
３．池　田　誠　悦	役場駐車場の利用について	5
４．上　野　武　彦	赤松街道のケヤキ伐採跡地への補植について	6
	七飯町が設置した涼みどころについて	7
	七飯町のサークル登録に係る改正に関して	8
５．中　川　友　規	藤城峠下地区振興計画の進捗状況について	１０

通告順位及び質問者	要旨	
1． 平松俊一	1	町内の環境保全活動について 昭和３２年から七飯町として町政を施行しているが、それ以前からもインフラの整備や公共施設の建設を進めてきており、いずれの物も順次更新し、新設や増設を行なってきたが、これからは簡単には進まない。 また最近は暑さ続きで害虫の発生や雑草の繁茂など生活圏の中での諸問題も増えており、人口減少とは裏腹に役場に寄せられる苦情件数は増え、これからは従来の行政体制だけでは対応しきれない様に感ずる。 ライフラインや公共施設の更新は役場でなければできない事業だが、生活圏内の軽微な問題処理はそこで暮らす住民の手により、対処できる体制が整っていれば迅速に初期対応を開始でき、被害の拡大を抑えることも可能となると考える。 また総合計画の中でも「開かれた協働のまちづくりの推進」を施策の一つに掲げているが、問題は誰がその作業にあたるかである。発生した諸事に対応できる自治会もあれば、自治会組織そのものが消滅している地区もあるので問題解決は容易ではない。 そこで以下の点について伺いたい。 １．現在、町民から寄せられる軽微な問題が発生した時の対応について ２．町内会等に委託できる環境保全事業について ３．シルバー人材センターとの共生について ４．町内会組織の無い地域について ５．町道と生活道路の管理区分について ６．町発注公共工事参加事業者の経営事項審査の社会貢献事業について ７．ボランティアポイント制度の更なる推進について ８．マイナンバー制度を利用したボランティアポイント制度の推進事業について

通告順位及び質問者	要旨	
		９．学校周辺の環境保全における児童生徒の実習活動について
	2	次期第６次七飯町総合計画の策定について １０年毎に行われている総合計画の見直し作業に着手するにあたり、基本的姿勢と具体的事例を想定した策定が必要と考える。 この総合計画は住民にとってどのような存在なのか真剣に考えるべきで、子供達を含む全ての町民に向けた発信と理解が求められる。 第５次総合計画の役割として住民と行政が共に作る“まちづくりのための行動指針”、町の最上位計画であり“七飯町の行財政運営の指針”等と示し、令和２年には中間年にあたることから後期計画の見直し策定をした。 今までは「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に向けて取り組んできたが、これからは食料やエネルギーをできるだけ「町内で自賄い」を目指すまちづくりが必要と考え以下の点について伺いたい。 １．町内で生産され、消費される農産食品について ２．町内で発電され、消費される電力について ３．電力以外で町内に存在しているエネルギーについて ４．第６次総合計画に「自賄い」を表すことについて ５．町内のゴミ処分方法を見直すことについて

通告順位及び質問者	要旨	
	3	町内における水資源確保の将来像について 最近は異常気象と言われる事象が世界各地で頻発し、気温上昇に伴う永久凍土の融解による土砂崩れが発生したり、山岳地帯の氷河が減少する或いは洪水や山火事の多発など、今までに経験して来なかった現象が増加しているようだが、それらの直接原因は明確にはなっていない。 七飯町の面積のうちの６割以上が森林地帯であり、そこから供給されている綺麗な湧水のおかげで、我々の生活が成り立っているが、このありがたい状況を末長く次世代へも残していくための努力は、残念ながら行われているとは言えない。 土地の所有者を問わず、豊かな森林があるからこその生活環境で、今後何世代へも引き継がれるための方策を確立すべきと考え、次の点について伺いたい。 １．町内で湧水に繋がる森林の管理状況の把握について ２．町内森林部の土地所有者について ３．森林環境譲与税の使い方について ４．国、道、町、民有林の管理に関する協定を結ぶことについて ５．水資源確保につながる新しい協定を作ることについて ６．町条例に水資源確保に関する新しい条文を作成することについて

通告順位及び質問者		要旨
2. 田村敏郎	1	8月19日の大雨の対応について 8月19日の大雨は全町におよび、人的被害はなかったものの家屋、農作物、農地、農林道、土木等の被害は広範囲で甚大なものとなった。 とりわけ、土砂災害警戒情報の発表に伴い、13時40分峠下、仁山地区に避難指示が発令され、避難所は藤城小学校を開設、最大15名、10世帯が避難、17時30分避難指示解除し8月20日4時49分閉鎖した。 また自主避難については大沼多目的会館を開設し、最大3名2世帯の避難があり、8月20日4時49分閉鎖とあるが次の点について伺いたい。 1．町民に対する大雨災害情報の提供について 2．峠下・仁山地区の人口状況と避難行動はどの様に行なわれたのか 3．自主避難について

通告順位及び質問者		要旨
3． 池田誠悦	1	役場駐車場の利用について 確定申告時期とか議会が開催される時とか、町民の移動時期になると多くの町民が役場を訪れる。その時に駐車スペースが少なく多くの時間を費やしている実態がある。 役場の駐車場は１階スペースは障がい者用２台、２階スペースは町民用となっているが役場使用車が１０台近く占拠している。３階スペースは職員専用で空いているときに町民が使っている。その他近くにスポーツセンター駐車場もあるが道路を渡らなければならないし、スポーツセンター利用者の邪魔になる。文化センターの駐車場があるが行事があったりすると反対に役場の駐車場を占拠したりしている。確実に使える保証がない。 また、高齢者や障がい者にとっては階段の上り下りが大変危ないし、その上冬の凍結や障がい者用駐車場の水浸しが尚危ない。 町長にお伺いしたい。 １．役場の駐車場は何台駐車できるのか。そのうち、何台町民が使用できるのか ２．新庁舎になってずっと無料でやって来ているが有料化する考えはないか

通告順位及び質問者		要旨
4. 上野武彦	1	赤松街道のケヤキ伐採跡地への補植について 七飯町鳴川４丁目の赤松街道に植栽されていた、ケヤキ１０本が令和５年７月２７日～８月１日に伐採され、２年ほど経過した今年令和７年６月２０日ケヤキ伐採跡地にケヤキの苗木が補植された。 この補植に関して以下の点について伺いたい。 １．今回の補植は、当初植栽されていた面積の半分ほど、函館寄りに７本の苗木が植栽されている。赤松街道の景観の一部となっていたケヤキ並木の回復とは程遠い部分的な植栽であるが、今後本来の景観の回復を目指す考えはないのか ２．今回の植栽は、伐採されたケヤキの切り株と切り株の間に直径５０ｃｍほどの穴をスコップで堀り、そこに持ち込んだ土を入れ、水を注ぎ込んで苗木を植栽している。 伐採されたケヤキは切り株の直径が１ｍほどもあるものがあり、樹齢１００年ほどたっているものもあると思われ、切り株の周辺はその根がぎっしりはりめぐらされているものと思われる。 伐採されて２年ほどしかたっていないことから、今後も長期間植栽された幼木が根を張り成長できる環境にないと考えられるが、なぜケヤキの根を除去して植栽しなかったのか、専門家の見解はどうか。

通告順位及び質問者		要旨
	2	七飯町が設置した涼みどころについて 七飯町は、記録的猛暑となった今年町民に過ごしやすい場所を提供するということで、七飯町役場１０１会議室と大中山出張所多目的交流スペースなどに町民が涼しく過ごせるように、涼みどころを設置している。 又、未就学児とその保護者を対象に、七飯町保健センター、大中山子育て支援センター、本町子育て支援センターでも同様の涼みどころが提供されてきた。住民に施設を有効に利用してもらうことはいいことである。 役場１０１会議室は半分に仕切られ、椅子と机２２人分が設置され、大中山出張所では、１３人分の椅子と机が設置され８月１４日まで２１人が利用したそうだが、役場１０１号室は、私が訪れたときは３人の男性がそれぞれ本を持ち込んで読書をしている状況であった。 今年に限らず、今後もこのような猛暑が続くようなら、このような取り組みは住民に喜ばれる取り組みと思う。 そこで、今年度の利用状況や、利用者の声の反応はどうか伺いたい。

通告順位及び質問者	要旨	
	3	七飯町のサークル登録に係る改正に関して 七飯町は、令和７年度より、サークル・団体に関する使用料免除の根拠が曖昧だったとして、七飯町文化の森生涯学習施設条例施行規則第９条（使用料減免に関する規定）に新たに社会教育関係団体（サークル）を追加したうえ、前年度の決算書添付のため登録期間を２か月後倒しするとし、以下の２点を義務づけることにしている。 （１）登録資格の取り扱いで、新たに社会教育活動を年１回以上行って行くことを追加 （２）前年度の収支決算書を申請書に追加 そこで以下の点について伺いたい。 １．町は、今回サークルを社会教育関係団体としたが、社会教育法では「社会教育団体」を「社会教育に関する事業を行うことを目的とする」と定めている。 社会教育関係団体の例としては「婦人会、PTA、YMCA、YWCA、子供会、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、老人クラブ」などが挙げられている。こうしたことからも、サークル活動を公共性の高い社会教育関係団体にした理由には無理があるのではないかと思うがどうか。 ２．今回町は、サークル活動の使用料減免の条件として、社会教育活動の実施を義務付けたが、町のサークルの登録について述べた文書でも、サークル活動を、「趣味、教養を高めたり、生活を豊かにし、健康的な生活を送るために必要な活動」としている。 こうした住民の文化活動への支援が本来の使用料減免の目的であるべきであるが、今回町が打ち出した、使用料減免のために年１回以上のゴミ拾いなど社会教育活動を条件にするのは本末転倒ではないか。

通告順位及び質問者	要旨	
		3．申請書類に「前年度の収支決算書」を追加しているが、当初１０％以上の繰越金が認められた場合、営利目的があると判断する考えだったが、適当でないとして、会員への講師料の支払いの有無に変更している。その確認であれば決算書の提出は必要ないのではないか。

通告順位及び質問者		要旨
5． 中川友規	1	藤城峠下地区振興計画の進捗状況について 町は、北海道新幹線の開業や北海道縦貫自動車道七飯インターチェンジの開通を最大のチャンスととらえて、平成２１年３月に策定した「新幹線と高速道路網を活用する基本計画」で位置付けている三つの拠点地域（大沼地区・峠下周辺地区・車両基地周辺地区）のうち、峠下周辺地区の活性化を図るため、平成２５年２月に藤城峠下地区振興計画を策定した。 この振興計画では、藤城地区において子育て支援・地域コミュニティー施設等の整備促進、生活環境の整備、移住定住の促進、自然環境の保護、峠下地区においては食と観光・特産品の情報発信施設の整備、商業施設の拡充、子育て支援・地域コミュニティー施設等の整備促進、生活環境の整備、自然環境の保護が重点施策として掲げられている。 この重点施策の中で、老朽化した公民館や保育所等の整備が活性化事業として具体的に定められており、地域や関係者はその実現を期待していたところである。 しかし、策定から１０年以上経過しているが、事業は何ら進展がなく、関係者からはどうなっているのかという疑問の声が上がっている。 さらに、計画期間満了の令和２年度末をもって計画は更新されておらず、現在は計画そのものがどうなっているのかわからない状態になっている。 そこで次の点について伺いたい。 １．藤城公民館の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況 峠下公民館の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況

通告順位及び質問者	要旨	
		２．学童を除く藤城公民館の利用状況（平成２５年度から令和６年度までの年度毎の年間利用人数）及び今後の利用見込数 学童を除く峠下公民館の利用状況（平成２５年度から令和６年度までの年度毎の年間利用人数）及び今後の利用見込数 ３．藤城公民館を活用して運営している藤城地区学童保育クラブ（あおぞらクラブ）の今までの利用人数（平成２５年度から令和６年度までの年度毎の年間利用人数）、今後の利用見込数 峠下公民館を活用して運営している峠下地区学童保育クラブ（サルビアクラブ）の利用人数（平成２５年度から令和６年度までの年度毎の年間利用人数）、今後の利用見込数 ４．藤城保育園の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況 ５．藤城保育園の利用人数（平成２５年度から令和６年度までの年度毎の年間利用人数）、今後の園児数の見込み ６．藤城地区消防番屋の建設年度、これまでの主な改修状況及び振興計画に基づく現在までの取組状況 ７．峠下地区の企業誘致の現状は ８．計画期間満了をもって振興計画を更新しなかった理由について ９．今後の藤城峠下地区振興計画は